●東洋大学社会福祉学会　第 11 回大会／ 2015年8月

【基調講演】

普遍主義・選別主義・ターゲッティング
― 社会福祉の対象設定のあり方 ―

秋元美世（社会学部社会福祉学科教授）

はじめに

２０００年に介護保険制度が導入されてから既に15年以上が経過し、当時盛んに使われた「措置から契約へ」というフレーズも、最近ではほとんど聞くことはなくなった。措置から契約へというフレーズには、福祉サービスが、特別な事情を持った人だけが利用するものではなく、医療と同じように市民が必要に応じて普通に利用する普遍的なサービスとなるという趣旨が込められていたのだが、おそらく今では、あらためてそうしたフレーズを用いる必要がないほどに、福祉サービスが普遍的なサービスとして認知されてきたということなのかもしれない。実際、こうした状況の中で、たとえば社会福祉学が主要な理論的テーマの1つとして扱ってきた「選別主義と普遍主義」ということ自体が、近年あまり論じられなくなってきている。あたかも普遍主義をめぐる問題自体が、もはや時代遅れのテーマとなってしまったかのようでもある。だが普遍主義に対するこうした受け止め方について、私にはどうもしっくりとこないところがある。まず、選別主義と対比されることで意味づけられてきた普遍主義の意味内容と、サービス利用者を消費者として位置づけることを通じてサービスの普遍化を図っている今日の普遍主義の意味内容との微妙な違いが気になるのである。この問題は、社会権として論じてきた福祉の権利が、消費者の権利へと姿を変えてきていることへの違和感にもつながっている。また、今日、多くの福祉サービスの普遍化が進んでいるように見えるのは確かだが、他方でたとえば子どもの貧困問題のように、サービスの普遍化よりもターゲット化が必要とされるような問題がそこかしこで噴出している。こうしたことを、介護保険制度導入以降の普遍化の枠組では十分説明できないという問題もある。そこで以下では、いま紹介したような問題意識の下、普遍主義をめぐる問題についてシティズンシップの問題と絡めて考察し、その上で、契約化された福祉サービスの普遍化ということでの「普遍主義」と、いわゆる選別主義と普遍主義という枠組でこれまで社会福祉学が取り扱ってきた「普遍主義」との異同について、若干の検討を加えてみることにしたい。

１．普遍主義とシティズンシップ

普遍主義という枠組は、選別主義的な救貧法の残滓を克服し福祉国家が成立・展開していくなかで用いられてきた概念である。ヨーロッパ型の福祉国家の成立と展開の中でベースにされた枠組であると言ってもよかろう。そしてこうした普遍主義の枠組を用いた典型的な議論の１つに、普遍主義を社会権に基づくシティズンシップの確立に依拠して説明したT.H.マーシャルによる議論がある（注１）。そこであらためて普遍主義の意義についてかえりみるために、まずはこのマーシャルの議論を辿ってみることにしよう。

マーシャルによればシティズンシップとは、ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分であり、福祉国家の段階においては次の３つの要素、すなわち主として18世紀に登場した市民的権利の要素と、同じく19世紀に登場した政治的権利の要素、そして20世紀に登場した社会的権利の要素の３つのものから成り立っているという（注２）。このうち社会的権利の要素というのは、社会の標準的な水準に照らして文明市民とし

ての生活を送るための権利であり、これともっとも密接に結びついているのが福祉サービスを含む社会的諸サービスであるとしている。マーシャルは、シティズンシップの概念に上記のような社会的要素に関する権利を含めることによって、市民的権利や政治的権利がすでに達成していた地位を、それらの権利にも与えようとしたのである。そして彼は、社会的諸サービスに対するこうした権利を上述のように社会権と呼び、市民的権利、政治的権利と並んでシティズンシップを構成する三つの権利の一つとして位置づけたのである。こうして福祉サービス等の社会的諸サービスは、市民が社会権として普遍的に受け取ることの出来るサービスとして位置づいたのである。

ところでこうした社会権的要素を内包する普遍主義の考え方が登場するにあたって最大の障壁となったのが、生活個人責任という社会原理であり、その下で形成された個人主義的貧困観であった。普遍主義の意義を真に理解するには、このあたりの状況を踏まえておく必要がある。

マーシャルによれば、社会的権利というのは、もともと２０世紀になってはじめて現れたわけではないという。１８世紀以前には、市民的権利や政治的権利と渾然一体となって存在していたのが、２０世紀になってはっきりと分化していったものだというのである。

「社会的権利のもともとの源泉は、地方共同体や職能組織の成員資格であった。この源泉は、全国的に構想され地方において管理されていた救貧法や賃金規制のシステムによって補完され、次第におき換えられていった。そして後者の賃金規制のシステムは１８世紀に急速に衰退していった（中略)。すなわちこのシステムは、経済的領域における市民的権利の新しい観念と両立しなかったのであって、この新しい観念は、自分が結んだ契約にもとづいて自分が希望する場所で自分が希望する仕事につく権利を強調していたのだった。賃金規制は、雇用に関する自由な契約というこの個人主義的原理に抵触したのである。」（T.H.マーシャル/トム･ボットモア『シティズンシップと社会的階級』２７－８頁）

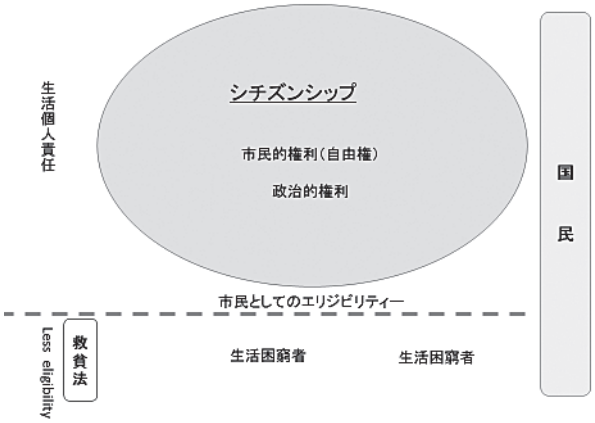
「しかしながらまさしく１８世紀の終わりに、古いものと新しいものとのあいだの最後の闘争が、すなわち計画された（ないしパターン化された）社会と競争的な経済とのあいだの最後の闘争が起こった。この争いのなかで、シティズンシップは自己分裂を起こした。すなわち、社会的権利は古いものに味方し、市民的権利は新しいものに味方したのであった。」（同上２９頁）

こうして、１８世紀から１９世紀にかけては、古い秩序や身分に伴う社会的権利が衰退し、自由な市場（市民社会）で自由な契約を結ぶ市民的権利が発達していったのである。そして古い社会権的な要素に代わって登場したのが、新救貧法、とくに生活個人責任という社会原理に基づくレス・エリジビリティ（less eligibility劣等処遇）の考え方――救貧法による救済対象となる貧困者の生活は、労働して自活する最下層の労働者の生活よりも低いものでなければならない――であった。

市民社会においては、生活個人責任という社会原理の下、ひと（市民）は、形式的に――少なくとも法のレベルでは――すべて自立しているものとして一律に扱われた。もちろん「自立」しているものとされた市民は、現実にはかなり上下に幅のある階層・階級を形成していた。つまり現実社会（事実のレベル）では、自立が欠如している場合も当然のことながらあったのである。それでは、事実の問題として自立が欠如している場合は、どうなるのか。こうした場合に対するいくつかの対応のパターンというのが見られた。まず、扶養を要する子どもや老親などについては、生活の基礎単位としての家族の中で対応された。市民社会を構成する自立した市民という存在の向こう側に、現実には家族という存在があり、現実としての自立の欠如の問題は、かなりの部分この家族という存在が受けとめることで、市民社会は成り立っていたのである。ただし、こうした方法ではカバーされない、浮浪者や貧困者の問題もあった。これらの者に対しては、まずは、救貧法での劣等処遇原則を通じての自立の強制（すなわち、劣悪な処遇を与えることによって、救済を受けることを自発的に躊躇させ自立を強制する）を試み、それでも救貧法の救済を受ける者に対しては、市民社会からの排除（ワークハウス等への隔離・収容など）

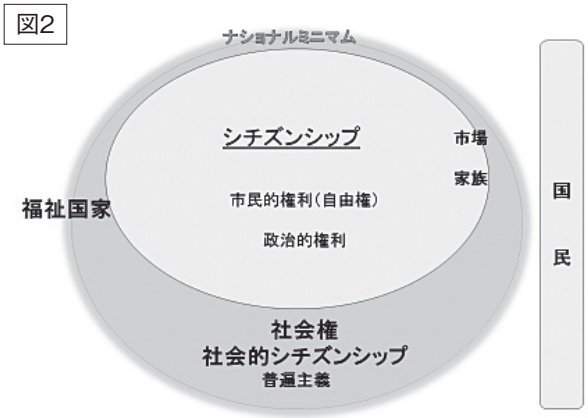
といった対応がとられたのである。かかる設定がなされたのは、貧困の原因を怠惰などの個人の責任に求める個人主義的貧困観がその当時に支配的であったことによる。社会原理としての生活個人責任の下、その責任を果たすことが市民としての資格を持つために必要とされ、それに対して生活個人責任を果たせない救貧法の対象者は、資格に足りていない（less eligible）者としてシティズンシップの枠組から排除されたのである（注３）。（図－１参照）

図1



ところがその後、よく知られているように、個人主義的な貧困観では貧困問題に根本的な説明がつかないことが明らかとなり、貧困問題の社会性が認識されるようになっていった。こうした社会意識の変化を如実に示すことになったのが、１９０９年の救貧法改革王立委員会報告（とくにウェッブらによる少数派報告）である。救貧法の改革をめぐって、救貧法の枠内での改良を主張する同委員会の多数派報告に対して少数派は救貧法の解体を主張し、ニーズに即した普遍的なサービスの保障や窮乏予防の組織化によるナショナル・ミニマムの保障など、施策の対象を貧困層に限定しない制度を提案した。こうした考え方は、その後ベヴァリッジによる社会保障プランへと引き継がれ、第２次世界大戦後のイギリスの福祉国家の建設へとつながっていったのである。こうして少なくとも理念の上では、全ての国民を対象にした普遍的なサービスとして福祉サービスも位置づけられることとなり、福祉サービスの普遍主義的理解が確立することになったのである。（図－２参照）

図2



２．普遍主義の意義：受給資格の２つの意味

普遍主義と選別主義についての教科書的な説明としてよく用いられるのが、資産調査を用いて貧困者（ないし低所得者）に給付を限定するのが選別主義であり、そうした制限を設けないのが普遍主義であるというものだろう。こうした説明は、貧困者を対象にした救貧法的な残滓の克服が普遍主義のモチーフであることを、ある意味で非常に具体的に言い表したものだと見ることもできよう。ただし、これだと「経済的に貧困かどうかということだけを問題にしている」と理解されてしまう可能性もある。しかし、本当の問題は、必ずしもそこにあるわけではない。もちろん貧困が関係ないわけではないのだが、たとえばマーシャルが「地位身分の平等は所得の平等よりも重要である」（同上72）と述べているように本質的な問題はその先にあるのである。つまり貧困ゆえに給付を受けた者が市民としての資格が否定されることこそが問題なのである。このことを押さえておかないと、社会権と結びついた普遍主義の意義を十分に理解することができないだろう。

このことの意味をより明確に理解するためには、受給資格をめぐる問題に含まれている２つの意味の違いに目を向けるとよいだろう。一般に、受給資格の認定（あるいは決定）ということの中には、普遍主義の観点から見たとき、意味内容が異なる

２つの問題が含意されていると言えよう。１つは、当該の制度によってカバーされることになる対象者の範囲をどう設定するかという問題であり、そこで問われている重要な論点は、対象とされる者の市民資格（シティズンシップ）の問題が結果としてどのように取り扱われることになるかということである。もう１つは、その者がその制度のカバーする範囲にいることを前提にして、個々の対象者の事情や状況が制度の定める給付要件に該当しているかどうかを、個別具体的に判断するという問題であり、そこではその者のニーズやリスクの有無・内容が問われることになる。

たとえば、新救貧法では（少なくとも労働能力のある者との関係では)、レス・エリジビリティの考え方に基づくワークハウステストなどによって、まずは救貧法の対象者（市民資格を欠く貧困者）となるかどうかが選別され（第１の意味に関する問題)、その上でその者の個別的な事情を踏まえて保護の内容が決まることになる（第２の意味に関する問題)。つまり貧困にかかわる問題が、ニーズの問題（第２の意味）としてではなく、対象者の選別という第１の意味とのかかわりで扱われているのである。他方、福祉国家成立後の社会保障制度の下では、当該制度が対象とするのは貧困層に限定されないすべての国民であるということになる。したがって受給対象となることによって市民資格が影響されることはなく（第１の意味に関する問題)、もっぱら問題となるのは、当該制度で設定されているリスクやニーズに関する要件を、その者が満たしているかどうかを認定する作業（第２の意味に関する問題）ということになってくる。このように、福祉国家成立後の社会保障や社会福祉の制度の下では、制度上すべての国民を対象にするのが原則であり、第１の意味での受給資格にかかわる問題というのは現実的にはあまり意識されるような事柄ではなくなるのかも知れない。だが、このことの有する意義は軽視されてはならないだろう。なぜなら全ての国民を対象にしているということこそが、その給付が、シチズンシップに基づく社会権としての給付であることを基礎づけているからである。たとえば、日本の生活保護法に即して受給資格の問題を考えるならば、国民であることが第１の意味内容で問題にされることであり、最低限度の生活を満たすことができないという必要性（ニーズ）の有無が、第２の意味内容で問題にされることだということになる。ここで特徴的なことは、ミーンズ・テストが、救貧制度の場合のように第１の対象設定のために用いられているのではなく、第２の意味内容での資格の認定に関して用いられているという点なのである。

ちなみに普遍主義の意義をこのように理解するならば、かつて塩野谷祐一が普遍主義に関して述べた次のような疑念にもこたえることができるだろう。

「(普遍主義に関して）しばしばいわれることであるが、かつては社会保障は生活保護のような局部的な仕事であったが、医療にせよ年金にせよ、今では国民全体を対象とするようになったという。ミーンズ・テストはなくなり、選別主義から普遍主義へと変わったというのである。すべての人に総花的に福祉サービスをばらまけば、選別の必要はなくなる。たしかにこうした事実は見られるが、それは社会保障のあるべき姿ではなく、また社会保障の崩壊を招く根本的な原因の一つでもある。こうした意味で社会保障が普遍化すれば、その財政が破綻するのは当然である。社会保障は国民のすべてを潜在的なリスクから防衛するものであり、国民すべてがそのためにいわば保険の掛け金を支払うが、実際に所得移転や現物給付を受けるのはリスクの発生した人だけである。リスクの防衛は誰に対しても普遍的に行われ、実際にリスクが発生すれば誰でも給付が受けられるという意味で、社会保障制度は常に普遍主義的である。しかし給付の対象は常に選別主義的でなければならない。」（注３）

塩野谷の指摘は、表現の仕方こそやや異なるがその趣旨はここでの議論と基本的に重なってくる。つまり、普遍主義の意義というのは基本的には制度の対象設定（制度でカバーされる範囲）とのかかわりで働いてくるものであり、具体的なニーズやリスクの問題は普遍主義の文脈とは別に論ずべき課題なのである（注４)。

３．ターゲッティングをめぐって

いま見てきたような、守備範囲とする対象をどのように設定するかということと、その範囲にいることを前提にして個別具体的にその者のリスクやニーズを評価するということとの２つの問題が、受給資格の内容には含まれているということを確認しておくことは、普遍主義をめぐって冒頭で述べたもう１つの動向、すなわち、子どもの貧困問題のように、サービスの普遍化よりもターゲット化が必要とされるような問題が注目されている現在の状況について考える場合にも有益な視点を提供してくれる。ターゲット化、あるいはターゲッティングというのは、社会福祉においても普遍主義が論じられる場合に取り上げられることの多いテーマである。一般にターゲッティングというのは、サービスの対象を明確に定め、より深刻なニーズをもつ人びとに重点的に資源を配分することを指して使われる言葉であると説明されている（注５）。つまりあるカテゴリーの中で、より必要性の高いグループやより高い効果が期待されるグループに焦点をあててサービスを提供するという方策である。

ターゲッティングというアプローチが、普遍主義とのかかわりで検討を要することになるのは、おそらく子どもの貧困のような貧困問題がターゲットとされたときであろう。具体的には、このターゲット化と上記で問題にしたようないわゆる貧困者を対象とする選別主義との違いをどう見るのかという問題である。これについても、上述したように、対象設定の問題とニーズやリスクの問題とを分けて考えるということで説明が可能となるところがある。つまり、ターゲッティングは、あくまでも後者の意味でのニーズやリスクの延長線上にある問題を対象にしようとしているのであり、前者の意味での貧困者のカテゴリー化（救貧法に見られるような選別主義的なカテゴリー化）を行おうとしているわけではない、という説明である。もっとも、貧困者を対象にするとしている以上、前者と後者との区別が現実には曖昧になってしまうことも十分考えられる。それゆえ、貧困者へのターゲッティングが､市民資格（シティズンシップ）の問題に結びつかないようにするよう配慮することが求められよう。たとえば、ターゲッティングの対象となった者が2級市民として扱われたり、逆に、ターゲッティングの対象が施策効果で選定されるようなとき、対象とならない者が2級市民とされるようなことがあってはならないのである。

４．介護保険と普遍主義

冒頭で述べたように、介護保険については今日の福祉サービスの普遍化を具体的に示している象徴のような存在として受けとめられている。そこであらためて、普遍主義（ただしこれまで述べてきたような意味での普遍主義）の観点から介護保険制度について見てみよう。

確かに介護保険によって、介護サービスが医療のように住民が必要に応じて普通に利用する一般的な社会サービスになった。その意味で、介護保険制度がサービスの普遍化の象徴のような扱いをうけることは何ら不思議なことではないし、ある意味で当然のことだとも言えよう。こうした普遍化に大きく寄与したのが、社会保険として制度化されたことにあることは言うまでもない。つまり、基本的にすべての住民を対象としたうえで一定年齢以上の者を被保険者として、所定の保険事故が生ずれば給付を受けられるという枠組が設定されたのである。まさに、塩野谷が述べたように、介護サービスについては「国民のすべてを潜在的なリスクから防衛するものであり、国民すべてがそのためにいわば保険の掛け金を支払（い）・・・実際にリスクが発生すれば誰でも給付が受けられる」という普遍主義的な社会保障制度になったのである。そしてとりわけこの点で注目しておきたいのは、医療保険とは異なり、生活保護の給付として、生活扶助による保険料の負担と介護扶助による１割の利用料の負担という仕組みが用意され、生活保護受給者が排除されておらず、普遍性がより強く保障されている点である。

ただしこれも冒頭で触れたように、これにより普遍主義にかかわる問題がすべてクリアされたとしてしまうことには違和感がどうしもの残ってしまう。この点について少し触れておきたい。まず、これまでの議論から分かるように、普遍主義に関しては、

本質的な部分でシティズンシップの問題が関わっている。つまり給付を受けることが市民資格（シティズンシップ）の否認につながることがあってはならないというのが、普遍主義の要請の本質的な部分にあったのである。ただ、ここで注意すべきは、そうしたシティズンシップというのは、市民としての個人と社会の関係性の問題であり、市民が社会から給付を受けるという受動的な関係だけではなく、市民が社会に対してどのようなかかわり方をするかという能動的な関係も含まれるという点である。つまり必ずしも自己利益に直接つながるわけではない社会的な側面もまた、シティズンシップにおいては問われているのである。

この点に関して言えば、介護保険の場合、給付を受ける前提として介護保険料を支払っているということを指摘できるかもしれない。この点は確かにその通りなのだが、能動的側面の問題をこうした保険料を払うかどうかという問題にすべて還元できるだろうか。これについては、たとえば予防ということを考えてみるとその問題性が見えてくる。介護サービスにおいて近年強調されていることとして予防という問題がある。予防という視点は、サービスを無駄にあるいは不必要に使わないようにさせることができるという意味で、全体的な観点から見ればきわめて合理的な要請である。だがこうした予防という問題は、保険制度に組み込むことがなかなか難しいところがあると言われる。つまり保険料を払い被保険者としての責任を果たしている以上、サービスを利用することは当然の要求であるということになり、「サービスを無駄にあるいは不必要に使わない」ということを組み込むことが難しいからである。もっとも、サービスを無駄に使わないという問題については、「介護保険を利用するにあたっての１割負担で対応している」という捉え方もできるかもしれない。つまり使えば自己負担分が増えるので個人的な利益の観点からして自ずと制約がかかるし、もし必要があれば、自己負担分をもっと増やせば良いという理屈である。ただこれは、市場（マーケット・メカニズム）を用いたコントロールであって、シティズンシップにかかわってここで問題にしようとしている本質的な事柄に対する応答になっているわけではない。

このように見てくると、介護保険で具体化されたサービスの普遍化ということが、救貧法の残滓の克服というシティズンシップの問題を意識した普遍主義の文脈というよりも、市場における消費者となることによる普遍化であることが分かってくる。もっとも、こうした方向での普遍化の志向というのは、福祉国家の成立以後の動きを見るとそれなりの理由のあることでもあった。この点については、以前、ル・グランによってなされた戦後福祉国家における「騎士と悪漢」の議論を取り扱った際に多少論じたことがある（注６）。簡単に紹介しておこう。

ル・グランは、利他的なモチベーションをもつ者を「騎士（knights）」と呼称し、利己的なモチベーションをもつ者を「悪漢（knaves）」と呼称したうえで、戦後のイギリスの福祉国家は、基本的には〈騎士〉を前提にした制度であったと論じている。この背景には、ファシズムに対する戦争の体験（国民の一体感・自己犠牲的な献身）が、利己的なものよりも利他的なものを重視する見方を疑いなく強め、総体としての社会の利益や福祉を重視するコレクティビズムが第二次大戦後の主要な社会思潮となったことが大きく影響していたとされる。そしてこうした社会思潮の中で、福祉国家を運営しサービスを提供していく側である医師やソーシャルワーカーなどの専門職は、自己の利害とはかかわりなく公共的な利益のために活動し、またその関心はもっぱら彼らが奉仕する人びとに向けられ、また、納税者としての市民とのかかわりでは、暮らし向きのよい者が、自己利益から離れて、不利な立場にある者を助けるために税を通じて所得の再分配をすることに同意し、NHS（国民保健サービス）やソーシャルサービスのようなコレクティビズムの試みに喜んで協力するであろうと想定されていたのである。

このように、第２次大戦からしばらくの間は、〈騎士〉的人間像をベースに置いた福祉国家の制度が伸展していくことになるのだが、１９７０年代初頭の経済的・財政的な危機を契機に、しだいにそれまでの福祉制度で前提とされていたモチベーションなどについて疑問が呈されるようになって

いった。まずサービス提供者とのかかわりでは、多くの人びとが経験から、専門職がクライエントの福祉のみに関心を払い、官僚や公務員が公共心に基づき行為するという見解に、だんだんと懐疑的になっていった。また納税者が福祉国家に含意されていた騎士的な配慮を積極的に支持したという見方についても、ミドルクラスの人びとが福祉国家を支持したのは、貧困者以上にとは言わないまでも少なくとも同じように、その生活レベルに見合ったかたちで必要に応じて福祉国家からサービスを実は得ていたからだという認識が広がっていったのである。そしてこうした認識の広がりを背景にして、福祉サービスに対して多くの人たちが（とりわけミドルクラスの人びとが）消費者意識をもって、さまざまな種類とレベルのサービスを求めているという利用者像が、コレクティビズムに根ざした従来の利用者像に代わって大きくなっていったのである。

以上に見てきたように、もともと普遍主義を基礎づけていたシティズンシップというのは、受動的な側面と能動的な側面の２つの側面とのかかわりでとらえていた。福祉国家の成立期には、コレクティビズム的な社会観・人間観に依拠してそれら２つの側面についてともに対応していけると考えられていた。だが実際には期待通りにはいかなかった。とりわけ問題となったのが、自己利益と必ずしもつながるわけではない社会的な側面（能動的な側面）とのかかわりであった。その結果、対応の難しいこうした側面の問題は切り離され、問題の焦点が、給付を受ける際の側面（受動的な側面）に絞られていくことになり、今日の消費者主義的な流れに至ったということなのである。

おわりに

普遍主義の意義を、給付を受けた者が「２級市民」とされることなく「立場の平等性」（マーシャル・上述参照）が確保されることにあると考えるならば、消費者としての利用者という位置づけによっても、少なくとも給付を受けるという文脈（受動的な側面でのシティズンシップ）との関わりにおいては、普遍主義を達成していくことは可能である。介護保険制度が普遍主義との関わりで得ている評価（特別な理由のある人が利用するものではなく、普通に利用できる普遍的なサービスとなった）も、こうした意味で考えるならば、まさに妥当な評価と言うことができよう。ただし同時に留意しておかねばならないこともある。それは、シティズンシップとのかかわりで普遍主義が含意しているもう１つの側面（能動的側面）が、基本的に考慮の対象外に置かれているという点である。こうした側面の問題は、介護予防のあり方など個人的利益というよりも集団としての利益や合理性を論点としなければならない文脈においては、避けて通れない事柄なのである。それでは、消費者主義的な普遍主義ではなく、普遍主義を成立させたコレクティビズム的な普遍主義に立ち戻ればよいのかというと、これまでの歴史的経緯を踏まえるならば、それで済むような単純な話しでもなさそうである。ではどうすればよいのか。残念ながら今の段階でそれに対する明確な答えを用意できているわけではない。ただ、答えを導き出すためにも、その前提としてここで論じてきたような論点が、普遍主義をめぐって存在していること、そしてそれらの論点についてさらに考察を加えていくことが必要となることだけは疑いない。ここでの議論が、そうした作業の１つになれば幸いである。

注

（１）T.H.マーシャル/トム・ボットモア『シティズンシップと社会的階級』1993年、法律文化社

（２）上掲書15頁

（３）この点にかかわってマーシャルは次のように述べている。「救済を受け入れた者たちは、道路を渡って市民の共同社会を離れ、見捨てられた窮民（destitute）の仲間に加入しなければならない」（マーシャル・ボットモア前掲書、31頁）

（４）塩野谷祐一「社会保障と道徳原理」（『季刊社会保障研究』32巻4号、1997年）

（５）ただしここでの議論を前提にしたときには、ニーズの問題に応じることを選別主義という言

葉で言い表すことはしないだろう。

（６）岩田正美他編『社会福祉の原理と思想』2005年、有斐閣、147頁

（７）秋元美世『社会福祉の利用者と人権』2010年、11頁以下；Julian Le Grand（2003）, *Motivation, Agency, and Public Policy: Of Knights and Knaves, Pawns and Queens,* Oxford University Press（郡司篤晃監訳『公共政策と人間―社会保障制度の準市場改革』聖学院大学出版会）. Julian Le Grand（1997）"Knights, Knaves or Pawns? Human Behaviour and Social Policy". *Journal of Social Policy*,26-2,pp.149-169.